

東日本大震災への対応について

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

○ 災害対策本部を3月12日午前10時、全国老施協事務局に設置。

顧問	中村博彦（常任顧問）
本部長	中田清（会長）
副本部長	伊藤輝男（副会長）
副本部長	石川憲（専務理事）
副本部長	熊谷和正（常務理事）

○ 全国老施協の動き

- (3/11) 震災を受けて情報収集開始
- (3/12) 10:00 全国老施協事務局に災害対策本部を設置
厚生労働省・全国社会福祉協議会との情報交換
- (3/13) 東北地方太平洋沖地震による被災状況の確認について（各県老施協への依頼）
東北地方太平洋沖地震情報 vol.1「被害状況（23.03.13）」発出
東北地方太平洋沖地震情報 vol.2「義援金のお願い」発出
- (3/14) 東北地方太平洋沖地震情報 vol.3「輪番停電」発出
東日本大震災情報 vol.4「厚生労働省・要援護者の受入れ調査について」発出
- (3/15) 災害対策本部にて支援方針を検討
東北、関東地域の会員施設宛に震災情報「輪番停電」発出
- (3/16) 東日本大震災情報 vol.5「厚生労働省・介護職員等の派遣、要援護者の受入れ調査について」発出
東日本大震災情報 vol.6「被災状況（23.03.16）」発出
- (3/17) 全国老施協ホームページに「東日本大震災情報」を開設
- (3/18) 支援物資 第1段（マスク、プラスチックグローブ、手指消毒材）の送付先を「岩手県、宮城県、仙台市、福島県、山形県」の5ヵ所に決定。
- (3/20) 被災地連絡派遣（山形県→宮城県→仙台市→岩手県）（～23日）事務局長
被災地連絡派遣（岩手県）（～24日）事務局員
- (3/24) 災害対策本部会議
支援物資 第1回目（マスク、プラスチックグローブ、手指消毒材）を「岩手県、宮城県、仙台市、福島県、山形県」の5ヵ所に受け渡し。
- (3/30) 支援物資 第2回目（経口補水液OS-1、経管器具トップネオフィールドセット（600ml バッグ付）、経管栄養食テミール（200 ml））を「岩手県、宮城県、仙台市、福島県」の4地区7拠点に受け渡し（～31日）
- (4/1) 東日本大震災被災地慰問・視察（～3日）
全国老施協・中村博彦常任顧問、中田清会長、熊谷和正常務理事

青森県老施協・中山辰己会長他

岩手県老施協・渡辺均会長他

4/1 東日本大震災被災地復旧支援に向けた対策検討会議（岩手県）

4/2 慰問・視察【岩手県】

特別養護老人ホームさんりくの園（大船渡市）

特別養護老人ホーム高寿園（陸前高田市）

東日本大震災被災地復旧支援に向けた対策検討会議（宮城県・仙台市）

4/3 慰問・視察【宮城県・仙台市】

特別養護老人ホーム杜の里」（仙台市若林区）

特別養護老人ホーム春の森から」（仙台市太白区）

特別養護老人ホームうらやす」（名取市）

慰問・視察【福島県】

特別養護老人ホーム聖・輝きの郷」（福島市）

特別養護老人ホームロング・ライフ」（福島市）

ビッグパレットふくしま」（郡山市）

特別養護老人ホーム愛寿園」（須賀川市）

(4/4) 支援物資 第3回目（経口補水液〇Sー1、毛布）を要援護者の受入れ施設にも拡大し希望調査を実施（～19日）

東北、関東地域の会員施設宛に震災情報「経腸栄養剤の適正使用」発出

(4/5) 厚生労働省と被災施設及び避難者受入れ施設の介護報酬の請求等の取扱いについて協議

(4/6) 東北、関東地域の会員施設宛に震災情報「介護報酬の概算払い」発出

(4/7) 災害対策本部会議

○ 支援内容

1. 義援金募集（3月14日～4月30日）

被災した老人福祉施設及び被災住民に対する支援（介護職等人材の派遣、物資の救援、義援金の提供等）を推進するため、全国の老人福祉施設・職員から義援金を募集。

4月10日現在 133,012,680円（1,189施設・事業所より）

2. 支援物資の提供

岩手県、宮城県（仙台市含む）、福島県および避難者の受入を進めている都県市の特養ホーム等に対し、以下の支援物資を搬送。

（1）第1段（平成23年3月24日到着分）

① マスク（4,000人1ヶ月分 120,000枚）

② プラスチックグローブ（4,000人1ヶ月分 500,000枚）

- ③ 手指消毒剤（4,000 人 1 ヶ月分 5,400 本（?%））
- （2）第 2 段（3 月 30 日以降、随時各県拠点に搬送）
 - ① 経管栄養セット（15,000 セット）
 - ② 濃厚流動食（経管栄養食）テルミール（12,000 本）
 - ③ 経口補水液 O S-1（500ml 入/本）（47,000 本）
- （3）第 3 段（避難者の受入れを進めている施設より希望施設に対し搬送）
 - ① 経口補水液 O S-1（500ml 入/本）（25,000 本）
 - ② 毛布（20,000 枚）
- （4）避難所に対し「避難所ではがんばっている認知症の人・家族等への支援ガイド」を配布（50,000 部）4/15～

3. 介護・老人福祉施設への人的支援

人的支援については、被災県の老施協、自治体および厚生労働省と連携を図り、被災地からの受入れ要請、職員派遣要請に対応している。

各県老施協の対応（平成 23 年 4 月 11 日現在）

対応 県市	入所者等の受入		職員派遣	
	県内	県外	県内	県外
岩手県	496	0	137	2
宮城県	283	66	6	0
仙台市	30	0	0	0
福島県	485	328	0	0
計	1,294	394	143	2

○ 課題・要望

1. 要援護者支援について

（1）緊急仮設福祉施設の整備

要援護高齢者が増えているなか、福祉施設の復旧、整備に時間がかかることから、緊急に、仮設の福祉施設の整備を促進すべき。

（2）要援護高齢者等の受入れに関わる運営上の諸基準の緩和について

復旧までの間、各専門職種について人員配置基準の緩和に配慮いただきたい。

また、居宅介護支援事業所における 1 人当たり担当件数についても、量的緩和（報酬削減の緩和）に配慮いただきたい。

（3）被災施設等における福祉車両の確保について

地域住民への支援を含むサービス提供及び施設等の復旧には、施設における福祉車両・職員の通勤用乗用車の確保が不可欠であることから、特段の配慮をいただきたい。

(4) 国保連データの開示について

被災により利用者データが流失しております。については、利用者台帳の整備を円滑に行えるよう国保連のデータ開示をお願いします。

2. 施設職員確保について

(5) 介護職員の休業補償等について

自宅待機の状態にある職員に対する雇用保険法による雇用調整助成金の適用、休業手当の支給割合の見直しや支給期間の延長等、弾力的な運用をはかられたい。

(6) 職員用仮設住宅の整備について

仮設住宅の確保に当たっては、被災者の生活を支える社会福祉施設等職員の住宅確保についても十分に配慮されたい。

3. 施設の復興について

(7) 特養ホーム整備における増床について

東日本大震災による地域及び家族の介護力が脆弱化することから、被災地における介護施設の復旧を待つ間、既存施設の増床整備を優先的に推進されたい。

(8) 総合福祉施設としての拠点化について

特養ホームは、阪神淡路大震災、中越地震と同様、被災地域における要援護高齢者ばかりか一般の被災者の緊急避難先として大きな役割を発揮している。

今後の復興にあたっては、地域における高齢者支援の専門的拠点施設として、災害に強い施設整備をはかるべきである。

(9) 施設整備借入金の返済について

被災施設における福祉・医療機構の借入金の返済については、復旧までの間、元本・利息の凍結を講じられたい。

民間金融機関等からの借入金についても同様の配慮をいただきたい。

(10) 施設復興に向けた建設用地の確保について

国及び都道府県市町村の公有地の提供、市街化調整区域に関わる規制緩和などを講じられたい。

また、災害復旧に関わる公費補助割合については、最大限の配慮を講じられたい。

以上